

あなたの住まいと暮らしを考える  
東京土建足立支部の生活情報誌

# すま

2012  
年号

保存版



\* エッセイ・農家  
.....1  
\* 地域のみなさんと共に前へ  
.....2  
\* あなたの町の防災危険度を  
知っていますか？  
.....3

\* 東日本大震災 被災者の支援  
.....4~6  
\* 震災地から学ぶ災害対策  
.....7  
\* 首都圏直下型地震に備えて  
.....8  
\* 足立区建築助成の活用を  
.....9・10

\* 第34回住宅デーから  
.....11  
\* われらの元気な事業所紹介  
.....12  
\* NPO住まいの相談室  
.....13  
\* お近くの建築相談センターへ  
.....14

# 農家

## (NOUKA)

田圃に囲まれていた足立

足立区は農家の村だったと言っても若い人にはピンとこないことだろう。見渡す限り水田が広がり北には筑波山が霞んでいた。

小右衛門新田、次郎左衛門新田、長右衛門新田、五兵衛新田という地名が明治十三年発行の足立区の地図に標記されている。

「新田」とは字の如く新しく開墾した田圃。新田は江戸期に開墾されたからそれまでは葦が原だった。まさに葦立。

新田の開墾には水を引くことが一大事業。見沼代用水、保木間堀用水、葛西用水が親水の名で古を伝えている。

湧江米が江戸米の格付けで二十四ランクの中で三番目の良米の時期もあった。農村文化を伝えているのは鹿浜のしし踊り。

足立区鹿浜にある都市農業公園が足立区の昔の農村風景を残している。歴史を知るところから新しい知恵が生まれる。

(編集部)



表紙 絵

なかだ えり

イラストレーター。岩手県一関市生まれ。日本大学生産工学部建築工学科卒業・法政大学大学院建築科修了。1999年から東京・千住の蔵をアトリエに水彩画イラストを発表し、書籍挿画や連載執筆、法廷画、建築設計など多方面で幅広く活躍中。

<http://www.nakadaeri.com>





近藤やよい足立区長に育英資金を贈呈する増子委員長



新春旗びらきでは鴨下一郎衆議院議員、青木あい衆議院議員からも挨拶いただきました



地域のみなさんと共に前へ  
住宅デーで寄せられた募金は  
足立区・社会福祉協議会へ寄附しています



今日はいっぱい研ぐぞ



“包丁”の管理もしっかりしています



一丁一丁真心こめて研いでいます

# まず防災は我が家の足もとから

## あなたの町の防災危険度を知っていますか

東京都都市整備局・地震に関する地域危険度測定調査(平成20年2月公表)

建物倒壊危険度

+

火災危険度

=

総合危険度

(東京都測定)

町名	町丁目	建物倒壊危険度ランク	火災危険度ランク	総合危険度ランク	町名	町丁目	建物倒壊危険度ランク	火災危険度ランク	総合危険度ランク	町名	町丁目	建物倒壊危険度ランク	火災危険度ランク	総合危険度ランク	町名	町丁目	建物倒壊危険度ランク	火災危険度ランク	総合危険度ランク
青井	1丁目	3	3	2	大谷田	3丁目	3	2	2	鹿浜	2丁目	2	2	2	千住中居町		4	4	3
青井	2丁目	3	4	3	大谷田	4丁目	2	2	1	鹿浜	3丁目	3	2	1	千住仲町		5	5	4
青井	3丁目	3	2	2	大谷田	5丁目	2	2	1	鹿浜	4丁目	3	3	2	千住橋戸町		3	2	2
青井	4丁目	3	3	2	興野	1丁目	4	4	3	鹿浜	5丁目	2	1	1	千住宮元町		4	4	3
青井	5丁目	2	2	2	興野	2丁目	4	4	3	鹿浜	6丁目	3	2	2	千住元町		4	5	4
青井	6丁目	3	3	3	小台	1丁目	2	1	1	鹿浜	7丁目	3	2	1	千住柳町		5	5	5
足立	1丁目	4	4	4	小台	2丁目	4	4	3	鹿浜	8丁目	3	2	1	千住東	1丁目	4	4	3
足立	2丁目	3	4	4	加賀	1丁目	3	3	2	島根	1丁目	3	3	3	千住東	2丁目	4	4	3
足立	3丁目	3	3	3	加賀	2丁目	2	2	1	島根	2丁目	3	3	2	千住桜木	1丁目	2	2	1
足立	4丁目	4	4	3	加平	1丁目	2	2	1	島根	3丁目	3	2	2	千住桜木	2丁目	2	2	2
綾瀬	1丁目	3	3	3	加平	2丁目	2	1	1	島根	4丁目	2	2	2	千住緑町	1丁目	2	1	1
綾瀬	2丁目	3	3	2	加平	3丁目	2	2	1	新田	1丁目	2	2	2	千住緑町	2丁目	5	4	3
綾瀬	3丁目	2	2	1	北加平町		3	2	2	新田	2丁目	3	2	2	千住緑町	3丁目	4	4	3
綾瀬	4丁目	3	2	2	栗原	1丁目	3	3	3	新田	3丁目	2	2	2	竹の塚	1丁目	2	2	1
綾瀬	5丁目	3	2	2	栗原	2丁目	2	2	2	神明	1丁目	3	2	2	竹の塚	2丁目	3	2	1
綾瀬	6丁目	2	2	1	栗原	3丁目	3	2	2	神明	2丁目	3	2	2	竹の塚	3丁目	2	2	2
綾瀬	7丁目	2	2	1	栗原	4丁目	2	1	1	神明	3丁目	3	2	2	竹の塚	4丁目	2	1	1
入谷町		1	1	1	弘道	1丁目	3	3	2	神明南	1丁目	3	2	2	竹の塚	5丁目	2	2	2
梅島	1丁目	3	3	2	弘道	2丁目	2	2	2	神明南	2丁目	3	3	2	竹の塚	6丁目	2	1	1
梅島	2丁目	3	3	2	江北	1丁目	2	2	1	関原	1丁目	4	4	4	竹の塚	7丁目	2	2	2
梅島	3丁目	3	3	3	江北	2丁目	3	3	3	関原	2丁目	5	5	5	辰沼	1丁目	2	2	1
梅田	1丁目	4	4	3	江北	3丁目	3	3	2	関原	3丁目	5	5	4	辰沼	2丁目	3	3	2
梅田	2丁目	4	4	4	江北	4丁目	2	2	2	千住	1丁目	4	4	3	中央本町	1丁目	2	2	1
梅田	3丁目	4	5	4	江北	5丁目	2	1	1	千住	2丁目	4	4	3	中央本町	2丁目	3	2	2
梅田	4丁目	4	4	4	江北	6丁目	1	1	1	千住	3丁目	5	5	4	中央本町	3丁目	2	2	2
梅田	5丁目	4	4	3	江北	7丁目	2	2	2	千住	4丁目	5	5	5	中央本町	4丁目	3	3	2
梅田	6丁目	4	4	3	古千谷	1丁目	1	1	1	千住	5丁目	4	4	4	中央本町	5丁目	3	3	2
梅田	7丁目	3	3	3	古千谷	2丁目	1	1	1	千住曙町		2	2	2	椿	1丁目	2	2	1
梅田	8丁目	3	3	3	佐野	1丁目	3	2	2	千住旭町		3	4	3	椿	2丁目	3	3	2
扇	1丁目	3	3	2	佐野	2丁目	3	2	2	千住大川町		5	5	5	東和	1丁目	3	2	2
扇	2丁目	2	2	2	皿沼	1丁目	3	2	2	千住河原町		4	4	3	東和	2丁目	3	3	2
扇	3丁目	2	2	1	皿沼	2丁目	2	1	1	千住寿町		5	5	5	東和	3丁目	3	2	2
大谷田	1丁目	3	3	2	皿沼	3丁目	2	2	1	千住関屋町		1	1	1	東和	4丁目	3	3	3
大谷田	2丁目	2	2	1	鹿浜	1丁目	2	1	1	千住龍田町		5	5	5	東和	5丁目	3	2	2

舎人	1丁目	2	2	2	西保木間	1丁目	3	3	2	南花畑	1丁目	3	2	2	入谷	1丁目	2	1	1
舎人	2丁目	3	2	2	西保木間	2丁目	2	2	1	南花畑	2丁目	3	2	2	入谷	2丁目	2	1	1
舎人	3丁目	3	2	2	西保木間	3丁目	2	1	1	南花畑	3丁目	3	2	2	入谷	3丁目	2	2	1
舎人	4丁目	2	2	2	西保木間	4丁目	1	1	1	南花畑	4丁目	2	2	1	入谷	4丁目	2	1	1
舎人	5丁目	3	2	2	花畑	1丁目	2	2	1	南花畑	5丁目	2	1	1	入谷	5丁目	1	1	1
舎人	6丁目	1	1	1	花畑	2丁目	2	2	1	宮城	1丁目	3	2	2	入谷	6丁目	1	1	1
舎人町		1	1	1	花畑	3丁目	2	2	1	宮城	2丁目	1	1	1	入谷	7丁目	1	1	1
中川	1丁目	3	3	3	花畑	4丁目	2	2	2	六木	1丁目	2	2	2	入谷	8丁目	1	1	1
中川	2丁目	4	4	4	花畑	5丁目	1	1	1	六木	2丁目	2	2	2	入谷	9丁目	1	1	1
中川	3丁目	5	4	4	花畑	6丁目	2	2	2	六木	3丁目	2	2	1	伊興	1丁目	3	3	2
中川	4丁目	3	2	2	花畑	7丁目	2	2	2	六木	4丁目	3	3	2	伊興	2丁目	2	2	1
中川	5丁目	2	2	1	花畑	8丁目	1	1	1	本木	1丁目	4	4	4	伊興	3丁目	3	2	1
西綾瀬	1丁目	3	2	2	東綾瀬	1丁目	2	2	1	本木	2丁目	5	5	4	伊興	4丁目	3	2	2
西綾瀬	2丁目	3	3	3	東綾瀬	2丁目	2	2	2	本木北町		4	4	3	伊興	5丁目	3	2	1
西綾瀬	3丁目	3	3	3	東綾瀬	3丁目	2	2	1	本木西町		3	4	3	西伊興	1丁目	3	2	2
西綾瀬	4丁目	3	2	2	東保木間	1丁目	2	2	1	本木東町		4	5	4	西伊興	2丁目	3	2	2
西新井	1丁目	3	2	2	東保木間	2丁目	2	2	2	本木南町		4	5	4	西伊興	3丁目	3	2	2
西新井	2丁目	3	2	2	東六月町		2	2	2	谷在家	1丁目	2	2	1	西伊興	4丁目	2	2	1
西新井	3丁目	2	2	2	一ツ家	1丁目	2	2	2	谷在家	2丁目	2	1	1	西竹の塚	1丁目	2	2	1
西新井	4丁目	3	2	2	一ツ家	2丁目	2	2	2	谷在家	3丁目	2	2	1	西竹の塚	2丁目	3	2	2
西新井	5丁目	3	2	2	一ツ家	3丁目	2	2	1	谷中	1丁目	2	2	1	東伊興	1丁目	3	2	1
西新井	6丁目	3	3	2	一ツ家	4丁目	2	2	1	谷中	2丁目	2	1	1	東伊興	2丁目	3	2	1
西新井	7丁目	2	1	1	日ノ出町		4	4	4	谷中	3丁目	2	2	1	東伊興	3丁目	2	2	1
西新井栄町	1丁目	3	3	3	平野	1丁目	3	2	2	谷中	4丁目	1	1	1	東伊興	4丁目	2	1	1
西新井栄町	2丁目	3	3	3	平野	2丁目	2	2	1	谷中	5丁目	2	1	1	古千谷本町	1丁目	2	2	1
西新井栄町	3丁目	4	4	4	平野	3丁目	3	3	2	柳原	1丁目	4	4	4	古千谷本町	2丁目	2	2	1
西新井本町	1丁目	4	4	4	保木間	1丁目	2	2	1	柳原	2丁目	5	5	5	古千谷本町	3丁目	3	2	2
西新井本町	2丁目	2	2	1	保木間	2丁目	2	2	1	六月	1丁目	2	2	2	古千谷本町	4丁目	3	2	2
西新井本町	3丁目	4	4	3	保木間	3丁目	2	2	1	六月	2丁目	3	2	2	舎人公園		1	1	1
西新井本町	4丁目	3	4	3	保木間	4丁目	2	2	1	六月	3丁目	3	2	2	伊興本町	1丁目	3	2	1
西新井本町	5丁目	3	3	3	保木間	5丁目	2	2	2	六町	1丁目	3	2	2	伊興本町	2丁目	2	2	1
西伊興町		1	1	1	保塚町		3	3	2	六町	2丁目	2	2	2					
西加平	1丁目	2	1	1	堀之内	1丁目	2	2	1	六町	3丁目	3	2	2					
西加平	2丁目	2	2	2	堀之内	2丁目	2	2	1	六町	4丁目	2	2	1					



# 東日本 大震災

## 被災者の支援活動に 全力で取り組みました

4月15日には綾瀬駅、北千住駅、竹ノ塚駅で56人がボランティアで駅頭募金活動をおこない足立区でも被災、液状化がおこったチラシも配布したところ10万6845円の浄財が寄せられました。特に避難者がいた綾瀬駅では多く寄せられました。

東京土建は全建総連を通じて被災地支援をおこないました。募金は「集めよう みんなの心 繋ごうみんなの心」をテーマにおこない各分会より403万243円が届けられました。一言メッセージには「俺も東北の福島県人、みんなでガンバッペ」など心温まる言葉も集まりました。震災1年となる3月に再度組合員に募金をお願いしたところ累計で630万9914円を贈ることができました。

住宅デー会場には被災地支援写真を貼りだすと共に震災募金も統一でおこなった結果多くの区民の共感を得ることができて例年の倍の募金が寄せられ、7月に足立区役所を訪問し近藤区長を通じて被災地へ届けました。

### 募金活動について

### 支援物資について

5月に全建総連を通じて大工道具類の支援要請があり各分会に提案したところ支部印刷室に入りきれないほどの道具が集まりました。使い慣れた道具、倉庫にしまっていた道具。「けっぱれ東北 東京土建足立支部」のシールを貼り本部に宣伝カー二台で届け岩手県、宮城県、福島県の被災された大工さん達に贈られました。

7月・8月には「寒い日に備えて」ということで毛布・シーツなどを募集。9月の会議でも訴えたところ毛布、シーツ、日用品のほか自転車、道具類も寄せられました。中には、トイレットペーパーや生活用品を自費で購入しダンボール5箱持つてきてくれた組合員もいました。

9月10日、岩手県宮古市の宮古建設組合への出発時にはトラックの積載量をオーバーするほど。東京から岩手県宮古市まで12時間かけて走りました。

11日に宮古建設組合に届けたところ、組合員さんたちが手にいっぱい持っていかれまし

平成23年3月11日東日本大震災が発生しました。足立支部ではただちに東北地方出身の支部役員を中心に震災対策委員会を立ち上げ活動を開始しました。





## 募金活動



## 支援活動



た。お礼をいわれるとこちらの方が涙が落ちそうになりました。

12月には現地では「湯たんぼ」が足りないことが分かり、「温かい正月を迎えてもらおう」と湯たんぼ支援を支部役員、各分会に訴えたところ目標とする100個(10万円)を超える支援金が集まりマスク、防寒軍手なども送ることができました。

## 継続支援について

被災地支援の先は復興です。復興とは一言でいえば「元の生活にもどれること」ではないでしょうか。そのためには被災地の物資を買うことが継続支援になります。震災対策委員会では支部大会、住宅デー、夏まつりの催しで福島県を中心とした風評被害の野菜販売をおこないました。足立支部が最初に取り組んだことにより本部、各支部まで広がり仲間となっていた「農民連ふるさとネットワーク」より感謝されました。

今回の震災、津波被害の大きな町の一つが宮城県石巻市です。缶詰工場が多くあり缶詰は流されましたが缶詰はラベルがはがれても食べる分には支障はありません。流された缶詰を「支援缶詰」として一缶300円で配布されていることを知りました。震災対策委員会で継続支援として取組んだ結果、全国で25万個のうち700個を足立支部が支援販売することができました。その後、鯨大和煮缶詰の商品販売が開始され、380個を継続販売しています。お礼状も届いています。

被災地ではいろいろな形で復興に取り組んでいます。岩手県宮古市にある宮古商業高校の生徒さんたちがペットボトル500ml「水(だれかのために)」100円で支援販売して



ボランティア活動



いることを11月に知りました。早速、販売をおこない現在700本あまりを組合員さんに買っていただいています。  
生徒さんからお礼の可愛い年賀状もいただきました。

ボランティア活動

本部より復興支援ボランティアの第一陣が募集されたのが4月。支部では早速、現地被災現状調査も合わせて書記2人を派遣しました。この時のボランティアの様子や現地の写真を支部で貼り出し被災の現状を伝えることが出来ました。

5月には全建総連より技術支援のボランティア要請があり、村山仕事対策部長と青井足立分会の畑山さんの二人が岩手県大槌町に入りました。現地では「やっぱり大工さんの支援は違う」と一般新聞、テレビでも報道されました。

福島県では全建総連が中心となり木造仮設住宅建設が実現しました。現地の大工さんだけでは足りないと言うことで大工さんの派遣要請があり、足立支部から4人を派遣し、のべ90日を越す支援をすることができました。

被災地視察

4月16日、17日の2日間、岩手県宮古市を中心に山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市を視察してきました。

目的は震災時の組合の活動のありかたや自治体と組合の関係づくりが中心。建設組合ならではの支援のありかた、足立区との防災協定締結にむけて区民支援のあり方について調査研究を続けています。



# 日頃のコミュニティづくりが一番の災害対策

4月16日・17日の2日間、足立支部は岩手県震災被災地視察を17人でおこないました

岩手県

宮古市・山田町・大槌町・釜石市・大般渡市・陸前高田市

# 震災地から学ぶ災害対策

## 山の木の下で頭だけ出でて助かったのす

最初に訪れた被災現場は宮古市田老地区の世界一といわれる大防波堤は高さ10m、長さ24キロはまさに田老万里の長城。二重の防波堤に守られた田老はワカメ栽培などの漁業が盛んで財政基盤が安定した町だった。そんな町を3月11日たった一回の大津波で財産を根こそぎ奪い、尊い生命も奪った。

宮古建設組合員で消防団員でもあった坂下祐貴さんは一命を取り留めた。「津波が来るぞーというので水門を閉めに行ったのす。そしたら真っ黒い津波に巻き込まれて流されたのす。気がついたら山の木の下で頭だけ出でて助かったのす」と一瞬の出来事を語ります。

## 日常的コミュニティの確立が成否

宮古市からの聞き取りでは市復興推進室滝澤肇室長が説明してくれました。発災初期に役立つこととして「日常からコミュニティ」、安定期になると「日常からのコミュニティが心の支えとなる」と強調します。被災直後には市の要請をまたずに建設業協会、電気、水道などの8団体が自然派生的に宮古地区災害復旧対策連絡協議会を発足。建築職人の組合である宮古建築組合にも瓦礫のなかを自転車協会で協議会加盟を求めてこられたそうです。「ぜに金に関係なく宮古をもどそう」という心意気だけで協議会が発足されたのはコミュニティが確立の賜物ではないかと話します。

## 市民救済は「チェンソー部隊」を組織し

宮古建築組合では鈴木勇平組合長ほか6人と懇談しました。組合員3人が死亡、家屋被害では全壊59戸、半壊15戸だったそうです。組合員安否確認では役員、組合員同士の情報交換、郵便、そして、被災の少ない役員が個々に廻ったそうです。組合としての市民救済は「チェンソー部隊」を組織し自衛隊の後方支援として人命救済、遺体収容に力を発揮したとのことでした。

今回の視察を報告書にまとめて建築組合としての支援のあり方、建設関連組合との協議、足立区との防災対策にいかしていくようにすすめています。



時計が止まったままの大槌町役場



消防団活動のなか一命をとりとめた坂下祐貴さん

宮古建設組合鈴木会長(中央)と岩手県連斉藤会長(右)



組合員から寄せられた支援金へ宮古建設組合へ



滝澤室長へ支援金

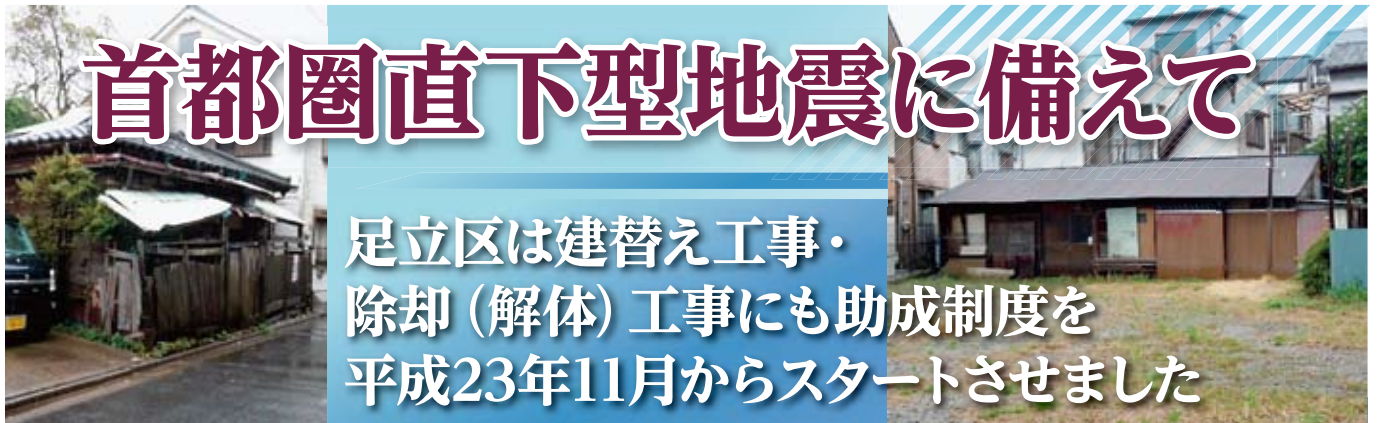


自宅を流され仮設住宅で生活する二人の組合員さん



高さ10mを越す大防波堤の上で心ひとつに





# 首都圏直下型地震に備えて

足立区は建替え工事・  
除却（解体）工事にも助成制度を  
平成23年11月からスタートさせました

## 木造建築物耐震助成制度

足立区では、「首都直下地震」に備えた防災対策推進事業として、耐震診断・耐震工事に対し、助成金の交付制度を運用してきました。

このたび、平成23年11月からあらたに建替え工事・除却工事に対しても助成制度を拡充して、木造住宅等の耐震対策を実施しやすくするよう条例等を改正しました。

建替えや古くなった家屋の解体除却工事を考えている区民のみなさん、解体工事業者のみなさん、区の制度を利用して地震に強いまちづくりを。

助成内容		主な対象要件	助成金額
建替え工事	木造戸建住宅	区の耐震診断助成を受けた住宅・建築物のうち、補強が必要と判断されたもので、建築確認及び検査済証の交付を受けたもの	戸建住宅の耐震改修工事助成金額に同じ (共同住宅は一般世帯と同じ)
	木造共同住宅		
除却工事 (解体)	木造戸建住宅	区の耐震診断助成を受けた住宅・建築物のうち、補強が必要と判断されたもの	対象工事費の1/2以下で、 限度額 <b>50万円</b>
	木造共同住宅		
耐震診断助成	木造戸建住宅	昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された2階建以下の木造住宅・建築物で、区登録耐震診断士が耐震診断を行うこと	限度額 <b>10万円</b>
	木造共同住宅		診断費用の1/2以下で、 限度額 <b>500万円</b> ※共同住宅は、上記の額のうち、1棟の戸数×10万円が上限
	木造特定建築物		
耐震改修工事助成	木造戸建住宅	おおむね2年以内に区の耐震診断助成を受けた住宅・建築物のうち、建築基準法に著しく違反していないもので、かつ、補強が必要と判断されたもので、区登録耐震診断士が工事監理を行うこと ※共同住宅及び特定建築物に行う工事については、上部構造評点を1.0以上にする工事に限ります。	対象工事費の1/2以下で、 ■一般世帯は 限度額 <b>80万円</b> ■特例世帯は 限度額 <b>100万円</b>
	木造共同住宅		対象工事費の1/2以下で、 限度額 <b>3,000万円</b>
	木造特定建築物		対象工事費の1/2以下で、 限度額 <b>2,000万円</b>

※消費税は助成対象外となります。また、助成金額は千円未満を切り捨てた金額となります。  
 ※助成には申請が必要です。申請前に診断や耐震工事等を行った場合は、助成できません。  
 ※耐震改修工事、建替え工事及び除却工事には47,300円/㎡の限度額があります。  
 ※耐震シェルター・ベッドに対する助成を受けた方は、耐震改修工事の助成を受けることができません。  
 ※すでに耐震助成を利用された方や建物は、この制度は利用できません。  
 ※建替え工事にあっては、新築建物は既存建物と同等規模程度の条件があります。

特例世帯とは

耐震改修工事を行う住宅に居住している世帯が、「60歳以上の方がいる世帯」、「障がい者（基準等級あり）の方がいる世帯」または「住民税非課税世帯」で、その建物の「所有権をお持ちの方がいる世帯」となります。

# 災害に強い家、快適な住まい

していますので、耐震の家づくりに一歩を

事業名称	助成方法	助成内容	対象者・条件	担当部課	連絡先
住宅用太陽光発電システム	補助	1kWあたり7万円に発電設備最大出力(kW表示とし、小数点以下2けた未満切捨て)を乗じて得た額。(上限は30万円)	区内の自ら居住する住宅(集合住宅を含む)に未使用の太陽光発電システムを設置し、電力会社と電力需給契約を締結した区民 ※電力需給開始日から6ヶ月を経過していないこと ※機器設置前に予約申込み可	温暖化対策課 環境計画係	03-3880-5935
住宅用太陽熱利用システム	補助	○ソーラーシステム(強制循環式)集熱器1㎡あたり1万6500円に集熱器ぜんたいの面積(㎡表示とし、小数点以下2けた未満切捨て)を乗じて得た額。(100円未満は切捨てとし、上限は20万円) ○太陽熱温水器(自然循環式)集熱器1㎡あたり9000円に集熱器全体の面積(㎡表示とし、小数点以下2けた未満切捨て)を乗じて得た額。(100円未満は切捨てとし、上限は3万円)	区内の自ら居住する住宅(集合住宅を含む)に未使用の太陽熱利用システム(財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの)を設置した区民※設置完了日から6ヶ月を経過していないこと	温暖化対策課 環境計画係	03-3880-5935
耐震診断助成事業	補助	限度額10万円、補助率上限100/100	【対象者】 S56年5月31日以前の耐震基準で建築された木造住宅の所有者	建築調整課 建築防災係	03-3880-5317
		限度額30万円、補助率上限100/100	【対象者】 S56年5月31日以前の耐震基準で建築された非木造住宅の所有者		
耐震診断助成事業	補助	限度額500万円、補助率上限1/2	【対象者】 S56年5月31日以前の耐震基準で建築された共同住宅の所有者(不動産業者は除く)		
		限度額500万円、補助率上限1/2	【対象者】 S56年5月31日以前の耐震基準で建築された特定建築物の所有者(不動産業者は除く)		
木造住宅耐震改修工事助成	補助	限度額100万円、補助率上限1/2 ※耐震シェルターなど設置支援助成との併用は不可	【対象物】 耐震診断助成を受けて実施した耐震診断の結果、耐震性が不足していると判定された木造住宅(共同住宅は除く) 【対象者】 ・建築物所有者 ・60歳以上の方を含む世帯、障害者を含む世帯または住民税非課税世帯		
		限度額80万円、補助率上限1/2	【対象物】 耐震診断助成を受けて実施した耐震診断の結果、耐震性が不足していると判定された木造住宅(共同住宅は除く) 【対象者】 ・建築物所有者 ・一般世帯		
非木造住宅耐震改修工事助成	補助	限度額120万円、補助率上限1/2	【対象物】 耐震診断助成を受けて実施した耐震診断の結果、耐震性が不足していると判定された非木造住宅(共同住宅は除く) 【対象者】 ・建築物所有者 ・60歳以上の方を含む世帯、障害者を含む世帯または住民税非課税世帯		
		限度額100万円、補助率上限1/2	【対象物】 耐震診断助成を受けて実施した耐震診断の結果、耐震性が不足していると判定された非木造住宅(共同住宅は除く) 【対象者】 ・建築物所有者 ・一般世帯		
共同住宅耐震改修工事助成	補助	限度額3000万円、補助率上限1/3	【対象物】 ・耐震診断助成を受けて実施した耐震診断の結果、耐震性が不足していると判定された共同住宅 ・耐震改修計画について、評定および認定を取得したもの ・賃貸・分譲問わず ・現行の耐震基準に適合させるための耐震改修であること		
特定建築物耐震改修工事助成	補助	限度額2000万円、補助率上限1/2	【対象物】 ・耐震診断助成を受けて実施した耐震診断の結果、耐震性が不足していると判定された旧耐震基準で建築された特定建築物 ・耐震改修計画について、評定および認定を取得したもの ・現行の耐震基準に適合させるための耐震改修であること		
家具転倒防止工事等支援助成	補助	限度額3万円、補助率上限100/100 ※材料費のみは不可	【対象者】 ・60歳以上を含む世帯、障がい者を含む世帯または住民税非課税世帯の住宅 【対象】 ・家具の転倒防止器具 ・ガラスの飛散防止フィルム ・ブロック塀の補強工事		
耐震シェルター等設置支援助成	補助	限度額30万円、補助率上限100/100 ※耐震改修工事助成との併用は不可	【対象者】 ・60歳以上を含む世帯、障がい者を含む世帯または住民税非課税世帯の住宅 【条件】 ・S56年5月31日以前に建てられた耐震性不足の木造住宅 ・自己所有で自己居住の住宅		



# 足立区の建築助成を活用して

## 全国的にみても足立区の助成制度は充実

事業名称	助成方法	助成内容	対象者・条件	担当部課	連絡先
住まいの改良助成	補助	①自己所有で自己居住の住宅（分譲マンションの専有部分含む） ②分譲マンションの共有部分 対象工事金額（消費税を除く）×10%（限度額30万円、1000円未満切捨て） または基準工事費と比較して低い額	①この助成を受けた方がいない世帯 ②特別区民税を滞納していない方 ③段差解消工事・手すりの設置工事については、原則65歳以上の方がいない世帯（分譲マンションの共用部分を除く）	建築調整課 建築防災係	03-3880-5317
吹付けアスベスト対策費の助成	補助	①成分分析調査および空気環境測定調査（飛散の危険性のある吹付けアスベストまたはアスベスト含有が疑われる吹付け材に対する、アスベストの専門機関による調査） 限度額10万円 ②除去など工事（露出した吹付けアスベストの除去、囲い込みまたは封じ込めの工事） 除去など工事に要する費用の1/2相当額（1000円未満の端数は切捨て） 限度額戸建て住宅：50万円、共同住宅：200万円、上記以外：200万円	①区内に対象建築物を所有する個人 ②区内に対象建築物などを所有する中小企業者 ③区内に所在する共同住宅の管理組合（建物の区分所有等に関する法律（S37年法律第69号）第3条の規定に基づく管理組合をいう。）の代表者※除去など工事を完了日から引き続き5年間継続的に使用される建築物に限る	建築調整課 建築防災課	03-3880-5317
都市防災不燃化促進事業	補助	不燃化促進区域内で、燃えにくい建物を新築・増改築する場合に、それに係る下記の費用を助成。 ①基本助成：220万円～（面積に応じて増額）地上1階から3階までの防災上有効な部分の床面積に応じて算定。 ②仮住居費：40万円居住中の住宅を建替える期間、賃貸住宅を借りる必要がある場合に加算。（他の事業で同様の助成を受けている場合は対象外） ③その他、「三世帯住宅」、「住宅型」（4階以上の部分を住宅のみに使う場合）などの助成が、それぞれの条件に満たしたときに別途加算。	【対象地区および対象期間】 ・補助136号線関原・梅田地区（H24年度まで） ・補助136号線扇・本木地区（H26年度まで） ・補助138号線西新井駅西口地区のその1工区およびその3工区（H27年度まで） ※ただし、上記の都市計画道路の境界からおおむね30m以内の区域（一部除外あり）。 【助成対象建築物】 個人、中小企業基本法第二条に規定される中小企業者 その他区長が必要と認める者 【助成対象建築物】 ・耐火建築物 ・地上階数が2、かつ延べ面積が100㎡以下の準耐火建築物（柱、床、はりおよび階段を不燃材料で造るなど、一定の条件を満たしたものに限る。） 【助成規模】 ・地上階数が2以上、かつ高さが7m以上であること。（パラペット等により高さ7m以上になる場合は対象外） ・敷地面積が40㎡以上、かつ建築物の延べ面積が50㎡以上であること。（増改築の場合は、当該部分がこれを満たすこと） 【整備基準】 ・火災および輻射熱を有効に遮へいする形態であること。 ・道路に関する開口部の窓ガラスは、ガラスの破壊落下に対して有効な防止措置を講じたものであること。 ・ガス設備には、ガス漏れ防止の対策を行うこと。 ・火気を使用する部屋および避難上重要な階段、廊下等は、壁および天井を不燃材料又は準不燃材料で仕上げること。 ・敷地面積が100㎡以上の場合、敷地面積に応じた緑化を行うこと。 ・外壁の色彩は、落ち着きあるものとする。こと。 ※増改築の場合は当該部分がこれらの整備基準を満たすこと。 【対象とならない建築物】 都市計画施設の区域内の建築物、宅地建物取引業社の販売のための建築物仮設建築物、建築主が大企業の建築物、高架の工作物内の建築物	密集地域整備課 事業調整係	03-3880-5463
足立区建築物緑化工事助成制度	補助	工事の実績相当額の1/2で、限度額は下記区分による。 ○屋上緑化（草本、土厚15cm未満）：工事費の1/2または5000円/㎡の小さい方 ○屋上緑化（草本、土厚15cm以上）：工事費の1/2または1万5000円/㎡の小さい方 ○屋上緑化（樹木、土厚30cm）：工事費の1/2または3万円/㎡の小さい方 ○壁面緑化：工事費の1/2または5000円/㎡の小さい方	建築物に緑化工事を行う方	みどり推進課 緑化推進係	03-3880-5188
足立区接道部緑化工事助成制度	補助	工事の実費相当額で、限度額は下記区分による。 ○生垣設置：1万2000円/m ○植込地の設置：1万2000円/㎡ ○フェンスなど緑化の設置：2000円/m ○塀の撤去：5000円/㎡	道路に接する場所の緑化工事を行う方	みどり推進課 緑化推進係	03-3880-5188
小型雨水貯留槽購入費補助金	補助	補助対象機器の本体価格（付属部品を含む）および設置工事費の合計金額（消費税を除く）の1/2。（100円未満は切捨てとし、1基当たりの上限は2万5000円）	区内の自ら居住する住宅に未使用の雨水タンクを設置した区民または区内にある建物に未使用の雨水タンクを設置した建物を所有する方※購入後6ヶ月を経過していないこと	温暖化対策課 環境計画係	03-3880-5935
生ごみ処理機・コンポスト化容器購入費補助金	補助	補助対象機器の本体価格（消費税を除く）の1/2。（100円未満は切捨てとし、上限は2万5000円）	区内の自ら居住する住宅に機器を設置した区民※購入後6ヶ月を経過していないこと	温暖化対策課 環境計画係	03-3880-5935



# 第34回住宅デーから

## 住宅デーは こんなイベントです

東京土建の住宅デーは35年前に始まりました。地域の人達から信頼を得られるような建築家集団になろうと。そのためにささやかながら奉仕活動をしようとスタートしたのが「包丁とぎ」のサービスでした。いまでも「包丁とぎ」が東京土建の代名詞ともなっています。そのようななかで区民の一番の要望は「自宅をちょっと直したい」「将来、新築を考えている」など住宅相談をしたいということでした。

「地域の人達に大勢きてもらうには賑やかな方が楽しい」という声から「おまつり」「イベント」のスタイルに移行していったのが20年位前からです。このような発展から国土交通省、東京都、足立区などや関係団体からの後援もいただくようになってきました。

各会場に「住宅相談コーナー」を設置し設計士、建築士が親切に対応するようにはしてきました。足立区には全国のなかでも優れた耐震助成制度があります。是非とも制度利用で耐震の街づくりを推進していますので是非ともご相談ください。

東日本大震災の発生、首都圏直下型地震が予測されるなか足立区、区民のなかにも防災、減災対策が強まっています。東京土建足立支部も区民とともに防災・減災対策に取り組んでいます。



耐震相談も実物大で説明

住宅のことならどんなことでも



足立区消防署からも  
応援いただいています



ある会場での楽しいイベントも!!



「私も削ろうっと」



仲良し三人組みで銅版細工



# 速い!安い! キレイ!を モットーに しています

(株)エコジックは足立区中央本町でマンション等の原状回復工事を中心にした会社です。

サービス内容は大きく3つに分けて、1. 工事関係 2. 清掃関係 3. メンテナンスとしています。

メンテナンス部は迅速な対応及び納期を確実に守ります



## われらの元気な 事業所紹介 6

株式会社 エコジック

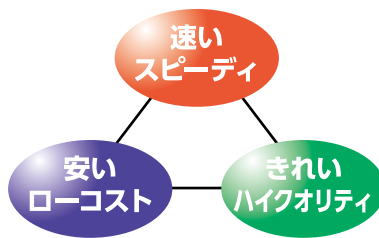


工事は現場調査をしっかりとやりま



素材を傷めずに汚れだけを落とす清掃部

当社の3大基本概念は『速い、安い、きれい』です



以上の3点は、三位一体の物であり、いずれかが勝るもしくは劣るようであれば、良い業者とは言えません。いずれかが劣る様な事があればそれは問題外になります。また速すぎる、もしくは安すぎる事により、クオリティの劣化が考えられ、高品質にこだわり過ぎる事により、工事期間の長期化や経費の増大による工事請負金額のハイコスト化が考えられます。

### 速い (スピーディー)

早期現場調査及び見積り作成、工期の短縮による工事完了の早期化など。

### 安い (ローコスト)

工事原価の圧縮、外注費の削減などによる工事請負金額の低価格化など。

### きれい (ハイクオリティ)

高品質保持の為の施工管理の強化、講習会の実施による各協力業者の施工能力向上など。

## 足立区アスベスト対策費助成事業のご案内

### ◆助成対象となる条件は……

この助成事業の対象となる建築物等は、平成元年以前に建設されたもので、下記の項目に該当することが必要です。

助成対象者	1. 区内に対象建築物を所有する個人 2. 区内に対象建築物等を所有する中小起業家 3. 区内に所在する共同住宅の管理組合(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条の規定に基づく管理組合をいう。)の代表者
助成種類	1. 成分分析調査及び空気環境測定調査 飛散の危険性のある吹付けアスベスト又はアスベスト含有が疑われる吹付け材に対する、アスベストの専門機関による調査 2. 除去等工事(露出した吹付けアスベストの除去、囲い込み又は封じ込めの工事) ※除去等工事完了日から引き続き5年間継続的に使用される建築物に限る
助成対象建築物等	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に定める建築物 *住宅・工場・倉庫・駐車場等 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条に定める工作物 *煙突・広告塔等
助成回数	対象建築物等について1回限り
その他	年度内に調査及び工事を完了するもの

### ◆助成金額は……

種類	金額	限度額
成分分析調査及び空気環境測定調査	調査に要する費用の2分の1相当額(1000円未満の端数は切捨て)	10万円
除去等工事	除去等工事に要する費用の2分の1相当額(1000円未満の端数は切捨て)	1戸建て住宅 50万円 共同住宅 200万円 上記以外 200万円

## 消防団員募集中!!

### 入団資格は……

18歳以上の健康な方であれば、どなたでもお申し込みができます。

詳細については、お住まいの地域、勤務している事業所を管轄している消防署へお問い合わせください。

一緒に町を守りませんか?



### お問い合わせは

西新井消防署 3853-0119 | 千住消防署 3882-0119 | 足立消防署 3852-0119



# N P O 住 ま い の 相 談 室

## 3月11日 NPOまつり



会場に七色の虹が広がりました



震災の圧死を防ぐには家員を止めること



耐震構造も実物で...



包丁も進化しています



おまつりには「みんなでヨイショ」



女性パワー全開



東日本大震災の被災地支援のため「缶詰の継続支援」

東京土建足立支部・NPO法人すまいの相談室は平成14年3月19日に設立いたしました。活動項目は以下のようになっています。全面的な活動展開にはいたっていませんが順次活動範囲を広げています。

- |                           |                          |
|---------------------------|--------------------------|
| ① すまい・住環境に関する無料相談         | ② 高齢者の住環境改善を支援する事業       |
| ③ 震災、災害時の家屋からの救出支援を支援する事業 | ④ 老朽・木造家屋の耐震診断を支援する事業    |
| ⑤ まちのバリアフリー化を支援する事業       | ⑥ 住環境及びすまいに関する情報の提供事業    |
| ⑦ 住環境改善に関する各種講習           | ⑧ まちづくりネットワークの組織化を支援する事業 |
| ⑨ 高齢者の就労や生活を支援する事業        | ⑩ 目的を達成する為の事業            |

# すまいのご相談は、 お近くの建築相談センターへ

総合窓口・すまいの相談室 TEL0120-845-102

分会名	主な相談担当エリア	事務局	電話
足立東	東和・中川1~4	村上 保	03-5682-3434
新中川	大谷田1~5・佐野・中川3と5・谷中5	金子 宏嘉	03-3605-6556
綾 瀬	綾瀬・東綾瀬・谷中1~2・加平	総合窓口	
六 木	六木・神明	小針 義男	03-3620-8154
神 明	神明南・辰沼・加平2~3・北加平	横山 武治	03-3606-4279
栄	関原2~3・西新井栄町1~2	瀬田 宗市	03-3849-4672
	西新井本町・扇3・西新井栄町3	大森 光徳	03-3854-4187
江 扇	扇2・江北1~5・宮城・小台	丹野 隆之	03-3854-3722
柳 原	柳原・千住東・日ノ出・千住旭・関屋・曙	吉田 稔	03-3870-4610
千 住	千住・緑・桜木・大川・元町・柳町・寿町・龍田・ 中居・宮元・仲・河原・橋戸	総合窓口	
西新井	西新井・栗原3~4	前沢 徳好	03-3855-4114
本 木	本木・本木東・本木南・興野1・関原1~2	川島 俊一	03-3380-3669
興本扇	興本・扇一丁目	滝沢 睦夫	03-3856-0829
鹿 浜	鹿浜1~5・堀ノ内・新田	渡辺 久一	03-3897-0498
入谷舎人	舎人・2~6・入谷・舎人町	木島富士夫	03-3897-8378
寺 町	古千谷・古千谷本町・舎人1・東伊興・ 西竹ノ塚2・東伊興町・ 伊興前沼・狭間・五庵・白幡・伊興本町	佐藤二九二	03-3897-8212
椿谷在家	椿・谷在家・江北6~7	山本 達二	03-3899-6562
皿 沼	皿沼・加賀・鹿浜6~8	総合窓口	
西伊興	西伊興・伊興・西伊興町・西竹ノ塚	橋本 正三	03-3853-0488
さくら	島根・六月・栗原	久保田勇治	03-3885-8012
	竹ノ塚・西保木間	笠原 昂	03-3883-2763
中 梅	梅田・梅島・中央本町	武田 茂	03-3840-1871
花 保	南花畑1~5・保木間・東保木間1~2	庄山 武美	03-3883-0191
平 野	平野・一ツ家・六町・東六月・保塚町・西加平1~2	山崎 秀雄	03-3885-4879
花 畑	花畑	落合 昭雄	03-3884-2245
青井足立	弘道・西綾瀬・足立・青井	青木 徳雄	03-3897-1027



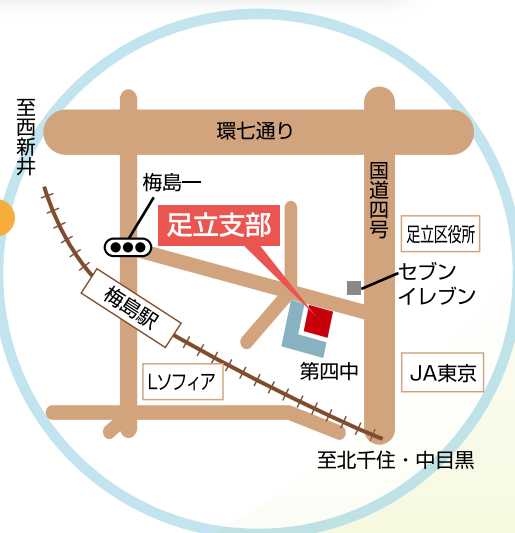
# あなたのまちの 東京土建足立支部



お気軽に  
ご相談  
ください

## 東京土建の 業務内容

組合総合共済 ● 東京土建国保 ● 健康診査 ● 節目健診 ● 無料歯科健診  
宿泊旅行補助 ● 契約施設 ● 労災 ● 一人親方労災 ● 雇用保険  
賠償保険 ● 労災上乗せ保険 ● 税金 ● 経営 ● 融資 ● 独立開業 ● 法律相談  
どけん火災共済 ● どけんの自動車共済 ● 自転車保険  
生活支援事業 ● 全労済の共済制度 ● どけんファミリーカード  
資格取得 ● 技術講習 ● 東京建築カレッジ ● 建設業退職金共済(建退共)  
東京土建ATEC ● 管理建築士講習 ● 建築士定期講習  
建築士賠償責任補償プラン ● 仕事 ● 賃金をサポート  
復興支援 ● 住宅瑕疵担保責任保険 ● 建設業許可 ● 廃棄物処理  
東京土建経営センター共同組合



電車 ● 東武梅島駅徒歩7分  
バス ● コミュニティバスはるかぜ  
第四中前下車すぐ  
(足立区役所⇄鹿浜都市農業公園)

プチすま 2012年号